

運営に関する基準

1 福祉用具の使用方法的指導・修理等

基準

指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は使用方法的指導、修理等を行うこと。

【基準条例第 255 条第 1 項第 4 号】

事例

- ✓ 使用方法的指導、修理等を行っている旨の記録がなかった。

指導・ポイント

- 利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、使用方法的指導、修理等を行った場合には記録を残すこと。

2 衛生管理等

基準

(前略)福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該他の事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

【基準条例第 260 条第 4 項】

事例

- ✓ 業務の実施状況を口頭により定期的に確認していたが、記録はしていなかった。
- ✓ 業務について改善の必要があった際に、口頭で指示したのみで記録がなかった。

指導・ポイント

- 記録を残すこと。

3 勤務体制の確保等

基準

(前略)指定福祉用具貸与事業所ごとに、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にすること。

【基準省令解釈通知第 3 の十一の 3 の (8)②イ】

事例

- ✓ 勤務表を作成しておらず、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等が明確になっていなかった。

指導・ポイント

- 勤務表を作成し、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすることにより勤務の体制を定めておくこと。

4

掲示及び目録の備付け

基準

指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

指定福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。

【基準条例第 261 条】

事例

- ✓ 事業所の見やすい場所に掲示していなかった。
- ✓ 当該事業所に目録が備え付けられていなかった。

指導・ポイント

- 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。
- 福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けること。